

米軍人、軍属との交通事故等で損害を受けられた方へ

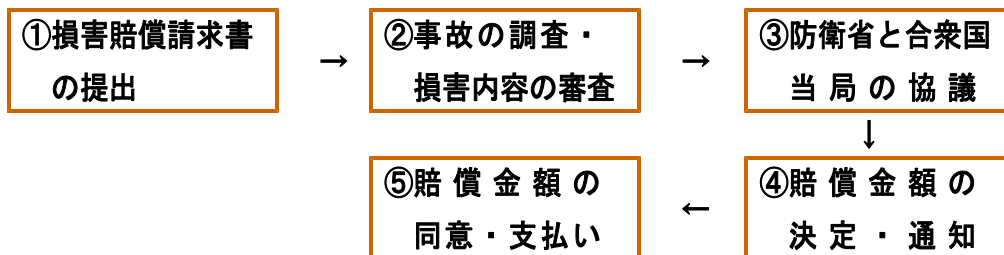
当局では、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第18条に基づき、合衆国軍隊及び構成員（軍人・軍属）の不法行為による事故や事件で損害を受けられた方々への損害賠償業務を行っております。これらの損害を受けられたときは、最寄りの警察署へ通報するとともに、下記担当部署までお問い合わせ下さい。

《損害賠償等手続きの流れ》

合衆国軍隊及び構成員が起こした不法行為が、公務執行中の行為によるものであった場合と公務執行中の行為ではなかった場合とでは、請求手続や補償方法などが異なります。

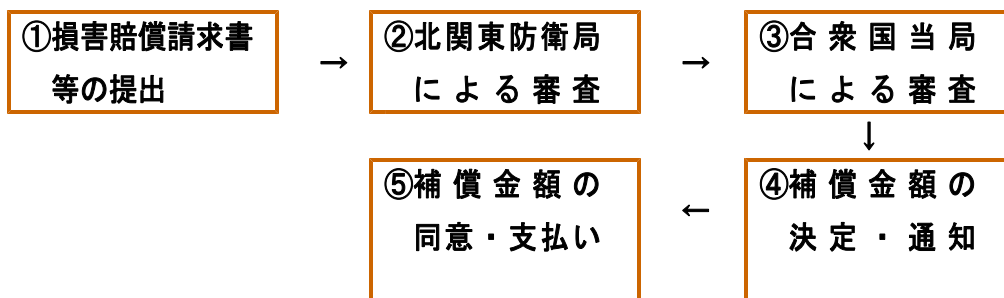
【公務執行中の行為による場合（公務上）】

合衆国軍隊及び構成員が公務上で起こした不法行為により被害者が受けた損害を、日本国政府が賠償します。消滅時効は、損害の発生及び加害者を知ったときから**3年**です。



【公務執行中の行為ではなかった場合（公務外）】

加害者と示談により解決することが困難な場合、合衆国政府が補償金を支払います。消滅時効は、損害が発生したときから**2年**です。



注： 公務外の補償は、原則として、日本人同士の交通事故のように、直接、加害者との間の示談により解決が図られることとなります。

合衆国政府が補償金を支払うのは、加害者が賠償金を支払う資力がない場合や加害者の保険では解決ができない場合など、当事者間の示談による解決ができない場合です。

《お問い合わせ先》

請求手続には、必要書類の入手など、所要の日数を要する場合があります。消滅時効の期限を待たず、お早めに手続を執ってください。

なお、賠償請求の手続について、詳しくは、事故発生場所に応じて、以下の部署にお問い合わせ下さい。

◎北関東防衛局 管理部業務課 事故補償係

〒 330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
さいたま新都心合同庁舎 2号館

☎ 048-600-1817

事故等の発生場所：東京都及び埼玉県の一部

◎新潟防衛事務所 業務係

〒 951-8035 新潟県新潟市中央区船場町 2-3423
☎ 025-228-7944

事故等の発生場所：新潟県

◎前橋防衛事務所 業務係

〒 371-0026 群馬県前橋市大手町 2-10-5
☎ 027-221-5351

事故等の発生場所：栃木県・群馬県・長野県

◎百里防衛事務所 業務第一係

〒 311-3423 茨城県小美玉市小川 1 8 5 3 - 2
☎ 0299-58-2220

事故等の発生場所：茨城県

◎横田防衛事務所 業務第二係

〒 197-0003 東京都福生市熊川 864
☎ 042-551-0319

事故等の発生場所：東京都及び埼玉県の一部

◎千葉防衛事務所 業務第二係

〒 260-0013 千葉県千葉市中央区中央 4-11-1
千葉第二地方合同庁舎

☎ 043-221-3541

事故等の発生場所：千葉県

◎小笠原出張所 施設係

〒 100-2101 東京都小笠原村父島字東町 152
小笠原総合事務所内

☎ 04998-2-2025

事故等の発生場所：東京都小笠原村

詳細は防衛省ホームページをご覧ください

<http://www.mod.go.jp/j/proceed/others/songai/index.html>